

会議結果報告書

会議の名称	令和2年度札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会
日時・場所	令和2年8月5日（水）10：00～11：30 札幌市教育文化会館 4階 研修室403
出席委員 6名／8名中	松本 伊智朗（部会長）、大場 信一、加藤 雅央、北川 聡子、 末武 真紀、箭原 恭子（敬称略）
傍聴者数	2名

議事	概要
1 第3次札幌市児童相談体制強化プランの取組について	<p><審議概要></p> <p>事務局より以下の資料について説明し、審議を行った。</p> <p>資料1 （仮称）第二児童相談所について</p> <p>資料2 区家庭児童相談室（要対協）における相談支援体制の強化に向けた具体的な取組について（検討案）</p> <p>資料3 民間フォスタリング機関の設置方法について（案）</p> <p>資料4 専門的力量を持つ職員育成について</p> <p><各委員からの御意見・質疑等></p> <p>○（仮称）第二児童相談所について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の児童相談所には札幌市里親会の事務所が置かれている。里親会の役割というのは、これから非常に大きくなっていくと思うので、（仮称）第二児童相談所にも里親会の事務所を備えさせていただきたい。 ・第二児童相談所の整備にあたり、区家児相との連携をどのように強化していくのか。 →区の強化については、令和元年6月死亡事例に係る検証報告書の提言でも大きな項目として記載されており、かなり強化をしていく方向で整理していかなければならないと考えている。 ・第二児童相談所の開設にあたり、現児童相談所を仮称で中央児童相談所としているが、北海道中央児童相談所があることから、施設等が混同してしまうのではないかと。 →関係法上の整理として、札幌市が二つ以上設けた場合、どちらかの児童相談所が中央児童相談所という機能を持たなければいけないため、一旦、中央と記載している。第二も仮称であり、仮

称名称のとおりとするかは、今後決定してまいりたい。

- ・児童福祉施設等に一時保護専用施設を整備するといったことを国において推進してきているが、札幌市の現状はどうなっているか。
→養護施設や乳児院で、一時保護専用施設を設置しているところはない。設置可能な児童福祉施設があれば、取り組んでいきたいと考えている。
- ・第二児童相談所の整備に合わせ、一時保護についても札幌市全体の今後の方向性や体制を示していくことが重要。特に、一時保護委託も含め、障がいを持つ子どもや乳幼児の場合といったように、特徴に合わせて場所、建物のかたち、人員配置等の機能を整理する必要がある。児童相談所の整備は社会的養護の入口であり、保護という面でも、アセスメントという面でも非常に重要であるため、全体像をきちんと示したうえで整備していくことが、札幌市の児童相談体制強化に繋がると思う。

○区家庭児童相談室（要対協）における相談支援体制の強化に向けた具体的な取組について

- ・児童相談所と区の関係では家児相が窓口になると思われるが、区内部の関係部署との連携はどうなっているか。特に、精神保健の部署との連携を強化していくことが必要であり、支援を受ける側の立場になって課題を整理する必要があるのではないかと。
→区の各組織を含めた要対協メンバーで、共同で支援していくべきであると理解している。特に、一市町村のような機能を持って、区がどのように支援していくかが重要であると思われる。部署をまたいで一緒に支援していく体制について、児童相談所の関与の方法と合わせて整理していきたいと考えている。
また、現在、児童相談所の業務を兼務している各区の課長に児童相談所の受理援助方針会議に参加していただくなど、児童相談所と区のそれぞれの業務フローや課題等を共有しているところである。今後は、要対協としての共通認識や連携強化の方法を検討してまいりたいと考えている。
- ・ソーシャルワーク機能を引き出すためには、区家児相の位置づけを明確にする必要がある。全体像が見えるところに家児相を位置付けないと、家児相が区内部の役割分担を整理するといった機能が発揮されず、虐待に対して法的な対応をする前の、区にある色々

な資源を使って支援していくといった区の強みや本来のすがたが
発揮されないと思う。

○民間フォスタリング機関の設置方法について

- ・里親のリクルートあるいは支援に特化した機関をきちんと位置づけていくことが重要であるという社会的な流れの中で、里親への委託を増やしていくためには、こういったものをつくっていくことがより有効か検討していくということであって、フォスタリング機関の設置方法を機能割または地区割のどちらかを選択する訳ではないという理解でよいか。
→どちらかに決めるということではなく、案として提示しており、色々なご意見をいただきたいと考えている。
- ・第二児童相談所の開設後、例えば中央区の子どもを第二児童相談所が所管する豊平区の里親に委託することは想定しているか。
→子どもを担当する児童相談所と、その里親が所在する児童相談所が違うということはある。その場合、子どもの支援はもともと子どもの保護者を所管する児童相談所、里親は里親を所管する児童相談所が指導することで考えている。
- ・フォスタリング機関が二つに分かれて地区割になった場合、里親会としては、連携や支援の拡充が困難であると考えている。里親の登録は地区で偏りがあるため、例えば、第二児童相談所の所管区だけで里親支援を続けることは困難であり、ケースワーカーとの連携も複雑になってくることから、現状では機能割の方が適していると思われる。
- ・里親にとっては、地区を分割せずに全体で実施する支援と地区で分割・強化していく支援とを分ける方がよいと思う。例えば、リクルート事業や研修事業は地区に特化する事業ではないと思うが、家庭訪問事業といった里親家庭を支援する事業は地区に特化させて実施した方がよいと思う。
- ・里親会のサロンや里親の立場からすると地区割の方が適していると思う。例えば、乳幼児期と思春期でニーズや対応は異なっており、機能に応じて色々なフォスタリング機関が設置されると、相談窓口が分からないといったことが発生してしまう。里親との連携や協力体制について、オール札幌市としての具体的なビジョン等を構築していただきたい。

・フォスタリング機関に委託する事業を整理したうえで、地区割か機能割か決定していくことが重要である。一言にフォスタリングといっても、全国的にその委託内容は異なっており、資料には「リクルートから」と記載されているが、その方法についても様々な内容がある。まずは、フォスタリング機関への委託内容を整理することで、機能割・地区割を具体的にイメージできるようになると思う。また、例えば、乳児院にフォスタリング機能を持たせることのメリットは、ゼロ歳児などの低年齢の子どもに対応していることである。それぞれが持つメリットを發揮できるように、里親やファミリーホームにヒアリングを行うことも一方法として有効であると思う。

→フォスタリング事業そのものは、国において四つのメニューがある。その中で、普及促進やリクルートという一つ大きい部分があり、これに関しては今年度から委託を始めたところである。また、国のフォスタリング事業のメニューにある「子どもと里親のマッチングの委託」については、現在のところ実施する予定はなく、研修・トレーニングについては、一昨年からのリクルートと一体となった形式で委託を開始したところであり、里親をどのように支援するかという訪問支援については、一部委託を想定しているところである。

フォスタリング事業として何を委託するのか整理することは非常に重要であると考えおり、関係機関からのヒアリングは、引き続き行いたいと考えている。

- ・現児童相談所と第二児童相談所の連携のみでも業務が繁雑になると思う。地域に根ざした児童相談所が開設されることは、非常によいことであるが、地域割としてフォスタリングを分割してしまうと、職員数とのバランスにもよるが、運用に支障が出てしまうと思う。いったんは、一か所に集中させ、それから専門施設等に分担していく方がよいと思うが、引き続き検討が必要である。
- ・札幌市にとってフォスタリング事業は新規事業となることから、他都市の状況等を確認したうえで、具体案をいくつか提示していただきたい。
- ・市側の立場からすると里親になっていただける人を増やすこと、里親側の立場からすると一貫した支援や様々な研修も受けられて、里親同士のピアの場もつくって個別的な問題にも細かな相談

ができることが、目指すべき目標像だと思う。色々と新設した結果、窓口がどこになるか分からないといったことが起こらないよう、一貫して里親が安心して子どもを受け入れるような体制を整備する必要がある。一言に子どもと言っても、障がいを持っている子どももいれば乳幼児もいることから、単に里親を増やすということではなく、里親委託をどのように増やすのか、ターゲットを置くかどうかを含めた議論が必要であると思う。

- ・里親という呼び方ではなく、養育支援家庭といった市独自の呼び方を用いる方が、市民に定着すると思う。制度的に定着している名称であるため、里親に愛着のある方もいると思うが、一方で親になるというハードルみたいなものを感じることや、里親委託をする際に、元の家族が「親がもう一人できるみたいだ」という抵抗感から里親よりも施設に委託を希望するといったことがあり得ると思う。東京都において、法制度上は里親だが、都として養育支援家庭や養育家庭といった名前に置き換えているという事例があることから、市として検討していただきたい。

○専門的力量を持つ職員育成について

- ・キャリア形成と人事異動の関係を整理していかないと、一度研修を受けても、異動によってまた一から研修を受けるといった繰り返しになってしまう。すぐにはできないが、研修だけの問題としてとらえるのではなく、こうした繰り返しを避け、市職員の中に子ども家族福祉の相談や支援に当たる専門職の集団といったものをつくるために、人事異動のモデルや方針を明確にしていく必要がある。本部会だけで決定できることではないが、研修の問題と人事の問題、特に人事異動とキャリア形成の問題は関連しており、児童相談体制に大きく影響するといった意見があったことを関係部署に伝えていただきたい。
- ・国新基準では、令和4年度から児童福祉司が68人必要とのことだが、第二児童相談所の開設後、一時保護にあたる職員や区家児相の相談員等も含めて200人を超える集団になる。市の関連施設の職員なども含めると専門職の集団はさらに増える。その中でキャリア形成していける人事ルートのようなものを明確にし、異動のタイミングや適性に合わせて研修を実施していかなければ、一つの専門職の集団として成り立たないと思う。

- ・厚生労働省の社会的養育の専門部会のワーキンググループで、資格化をするかどうかということも含めて、専門性について議論をしているところだが、札幌市と同じことが問題になっている。例えば、大阪府の場合は、相談支援と一保も含めた施設であっても新任職員の3年ごとの異動ルートのモデルを明確にしている、その中でキャリア形成なり専門職性を高めていくといったことが明示されている。研修について、今年、来年の短期スパンで検討することも重要であるが、キャリアパスで専門職を養成できるような人事ルートを示していかなければ、区を含めた体制強化には繋がっていかないと思う。
 - 3月まで札幌市の人事行政の責任者であった者が、児童相談所の担当局長として新たに着任したということは、専門性をどのように人事行政の中に位置づけ、育成していくかということが大きな課題となっていることの裏返しであると認識している。札幌市では平成8年度から福祉職という専門の職員を採用しており、現在では一定の専門性を携えた福祉職という専門集団が300人近くいることは、非常に大きな財産だと考えている。この職員たちが持っている専門性をさらに高めながら、区の家庭児童相談室も含めた児童福祉行政にどう関わっていくのか、人事行政担当部署に働きかけ、協議しながらキャリアプランを打ち出してまいりたいと考えている。
- ・日頃から家庭養育に携わっている者や里親などが不満に思っていることに、担当ケースワーカーが頻繁に代わり、代わる都度、子どもの支援の在り方が変わってしまうことが挙げられる。たくさんのケースを担当していて繁忙であることは理解しているが、特に中学校3年生になって進路を決めなければいけない時期に、担当者が代わり、最初からやり直していくということが何度もあった。子どもの成長に合わせて途切れのない支援をしていくために、ある程度の期間、担当者を継続させることはできないか。また、例えば、新任職員とベテラン職員で、ケースワークの力量に個人差が見受けられ、ベテラン職員の中でも個人差があったりするので、職員の育成、施設や里親との良好な関係構築には多くの時間を要すると思う。
 - ケースワーカーの交替、担当期間等については、今後の課題として検討してまいりたい。

	<p>また、職員の力量については、全職員がすべて同じようにできるといったことが理想ではあるが、現実問題として、どのように育成をしていくのか、キャリア形成も含めてさらに検討してまいりたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・コロナ禍で、シェルターに入所させるまでではないがDVの相談件数が多くなっている。当事者にとって警察への相談はハードルが高いことが多く、区家児相に相談した場合は資料に記載されているよう機能せずに様子見になることが多い。札幌市の組織機構も含めた関係機関の「縦割り」に起因するところもあって、現場の相談員はDVに起因する児童虐待まで念頭に入れたうえで様子見としたのか疑問が残ることがある。 <p>札幌市の機構と職員の専門的力量は関連するということを念頭に入れて検討していただきたい。</p>
--	---